

第8号の2様式（第10条の2関係）

個人情報ファイル簿

令和6年6月1日

個人情報ファイルの名称	住民税賦課情報ファイル
行政機関等の名称	東京都板橋区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部課税課 担当 課税第一～第四係 電話番号 03 (3579) 2101
個人情報ファイルの利用目的	個人住民税とは、都道府県や市町村が行う行政サービスを維持するために必要な経費を、当該市町村内に住所または事務所等を有する個人がその能力に応じ広く負担を分任する性格をもつ地方税であり、その年の1月1日に居住している道府県と市町村が課税している。 地方税法第2条、第13条、第41条、第321条の4の第1項及び第321条の6の第1項に基づき、住民、国税庁から提出された申告情報、給与支払者、年金支払者から提出された支払報告書を収集し、個人住民税を賦課決定し、納税義務者または、特別徴収義務者宛て通知するために、利用し保管している。
記録項目	1 氏名、2 住所(賦課期日・現住所)、3 生年月日、4 性別、5 電話番号、6 国・本籍、7 続柄、8 親族関係、9 婚歴、10 区民となった日等、11 死亡年月日、12 転出年月日、13 長期不在、14 職業・勤務先、15 職歴、16 学歴、17 給与収入(所得)、18 雑所得(公的年金、その他収入・経費)、19 事業所得(収入・経費)、20 不動産所得(収入・経費)、21 譲渡所得(収入・経費)、22 利子所得、23 配当所得(収入・負債の利子)、24 一時所得(収入・経費)、25 山林所得(収入・経費)、26 退職所得、27 合計所得金額、28 繰越控除、29 総所得金額等、30 雑損控除、31 医療費控除、32 社会保険料控除、33 小規模企業共済等掛金控除、34 生命保険料控除、35 地震保険料控除、36 障害者控除、37 寡婦・ひとり親控除、38 勤労学生控除、39 配偶者・配偶者特別控除、40 配偶者合計所得、41 扶養控除、42 基礎控除、43 所得控除合計、44 特定扶養人数、45 その他扶養人数、46 老人扶養人数、47 同老扶養人数、48 年少扶養人数、49 特別障害者人数、50 同居特別障害者人数、51 普通障害者人数、52 本人該当区分(未成年)、53 本人該当区分(障害)、54 本人該当区分(ひとり親)・寡婦、55 本人該当区分(勤労学生)、56 専従者控除額、57 専従者控除、58 課税標準額、59 調整控除、60 配当控除、61 住宅借入金等特別控除可能額、62 住宅借入金等特別控除見込額、63 住宅借入金等特別税額控除、64 寄附金支払額、65 寄附金控除(所得税)、66 寄附金税額控除、67 外国税額控除(所得税)、68 区外国税額控除、69 都外国税額控除、70 配当割額控除、71 株式等譲渡所得割額控除、72 所得割調整額、73 所得割額(定額減税前)、74 所得割額、75 均等割額、76 減免額、77 年税額、78 特

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	<input type="checkbox"/> あり（他の法令の規定） <input checked="" type="checkbox"/> なし	
個人情報 ファイルの種類	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理 ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備考	業務の名称	特別区民税・都民税・森林環境税に関する業務
	ファイルに記録される本人の数	約 570,000 人
	その他	